

## Q & A

|    | 対象者   | Q                                                                                      | A                                                                                                                                                                    |
|----|-------|----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 支給対象者 | 募集要綱第4条の助成者対象者の要件で記載のある「ただし、公務員等を除く」の「公務員等」とはどこまでの範囲ですか。                               | 国家公務員法及び地方公務員法に定める一般職に加えて国立大学法人法に定める国立大学、独立行政法人、特殊法人、地方独立行政法人、特定地方独立行政法人で、これらは支給対象となりません。                                                                            |
| 2  | 支給対象者 | さがジョブナビに登録するのは申請者本人だけで良いでしょうか。                                                         | 申請者本人だけでなく、就職活動をした企業についても、さがジョブナビに登録し企業情報を公開している必要があります。                                                                                                             |
| 3  | 支給対象者 | 就職活動企業が、さがジョブナビに登録していない場合は登録するよう依頼して貰えるのでしょうか。                                         | 事務局にご連絡頂ければ、企業に対して、さがジョブナビへの登録案内をします。                                                                                                                                |
| 4  | 支給対象者 | 車で移動した場合の高速料金等は対象になりますか。                                                               | 公共交通機関を利用した場合のみになりますので、車で移動した場合は支給対象となりません。                                                                                                                          |
| 5  | 支給対象者 | 住民票を移動させてない場合、現住所の証明はどうすればよいですか。                                                       | 住所記載のある本人宛公共料金領収書等をご提出ください。（公共料金の領収書等はコピーでも可）                                                                                                                        |
| 6  | 支給対象者 | 領収書等がない場合はどうなりますか。                                                                     | 領収書等交通費を払ったことを証明する書類がない場合は支給対象となりません。                                                                                                                                |
| 7  | 支給対象者 | 東京に住んでいますが、実家が熊本です。東京から実家に帰り一泊し、翌日、佐賀県内の企業で面接を受け、再度実家に帰り一泊し、その後東京に戻る場合、どの交通費が対象になりますか。 | この場合は、帰省が主目的の移動と判断されるため、支給対象となりません。ただし、住所地から就職活動目的地までの、経済的かつ合理的な移動であると判断されれば対象となりますので、判断が難しい場合は事務局までご確認ください。                                                         |
| 8  | 支給対象者 | 鹿児島から福岡県の企業の面接に出席した後、佐賀県の企業の面接にも出席し、その後鹿児島に戻った場合、どの交通費が対象になりますか。                       | 福岡県の企業への就職活動については支給対象外となるため、佐賀から鹿児島への移動のみが支給対象となります。ただし、佐賀・鹿児島間の経済的かつ合理的な移動の途中で、他の用事を行うことは差し支えありません。                                                                 |
| 9  | 支給対象者 | 助成金の支給を受けた場合、税金はかかりますか。                                                                | 本助成金は所得税法上「一時所得」として扱うことになります。一時所得の金額の計算上50万円の特別控除がありますので仮に当該年の一時所得がこの助成金以外にない場合には申告は不要ですが、もし他に一時所得があり、それらを合計して50万円を超える場合には、その超える部分の1/2が課税対象となります。詳しくは税務署にお問い合わせください。 |
| 10 | 支給対象者 | 佐賀県内の企業ですが、本社面接や合同説明会等、県外で就職活動をした場合は対象になりますか。                                          | 就職活動地が佐賀県内ではないため支給対象となりません。                                                                                                                                          |
| 11 | 支給対象者 | 領収書は宛名なしでも良いでしょうか。                                                                     | 領収書は宛名なしで大丈夫です。                                                                                                                                                      |
| 12 | 支給対象者 | 交通費の支払いは、ポイントで支払いした金額も支給対象経費になりますか。                                                    | ポイント利用分は支給対象経費に含まれません。ポイント利用分を差し引いた金額が支給対象経費となりますので、その金額に対して定額をお支払いします。                                                                                              |
| 13 | 支給対象者 | 内定後の活動は支給対象になりますか。                                                                     | 内定後の活動（例：内定後の会社説明会、内定式、引越し等）の費用については、支給対象となりません。                                                                                                                     |
| 14 | 支給対象者 | 路線バスを含む公共交通機関の領収書はどのように取得したら良いでしょうか。                                                   | 各交通機関により取得方法が異なる場合がありますので、ご不明の際はご利用の各公共交通機関にお問い合わせください。                                                                                                              |
| 15 | 支給対象者 | 交通費と宿泊セットのバック料金ではなく、交通費と宿泊を別に手配した場合、宿泊料金は申請書のどの欄に記入（記載）したら良いでしょうか。                     | 宿泊料金分については、連絡事項の欄に、宿泊したホテル名、宿泊日、料金を記入（記載）したうえで、領収書を添付してください。                                                                                                         |
| 16 | 支給対象者 | 企業からの交通費支給がある場合も対象になりますか。                                                              | 企業からの交通費支給と重複する場合は、対象となりません。支払われない金額分は対象となりますので、助成金の額を確認の上、申請してください。                                                                                                 |